

広報 かせい

上下水道特集号



主な内容

- 上下水道料金の改定
- 収支の状況
- 料金早見表
- 水洗化のお願い

これまでも
これからも
いのち輝く
加西の上下水道

4月1日から 上下水道料金が変わります

水道料金は5%値下げ

加西市では、昭和31年事業開始以来、水道水の安定供給に努めてきました。

下水道工事に合わせた上水道老朽管の布設替工事を実施するなど、様々な経営改善に努めた結果、最近の経営は黒字基調となり、当面は収支見通しが比較的良好であるため、4月1日より水道料金を5%値下げすることになりました。

下水道は財政健全化を図るため 使用料を30%値上げ

昭和53年から着手した下水道整備事業は、平成19年3月末で95%の整備が終わり、平成20年度には市内全域の整備が完了する予定です。

下水道事業は整備区域が広大で、工事費用や処理施設を運営する経費は膨大となります。これらの費用は、

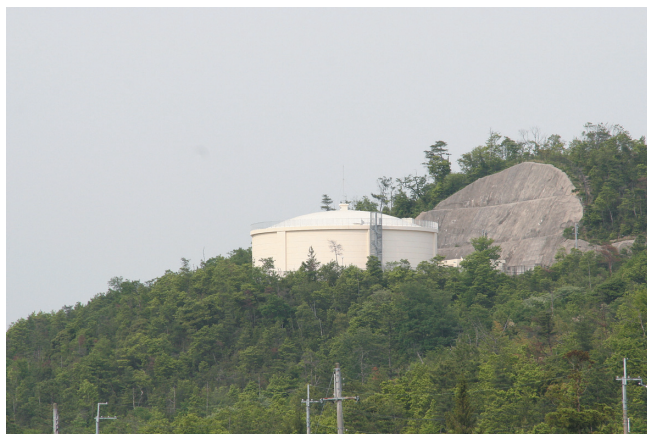
国の補助金や市民の皆さんからの税金、工事負担金、下水道使用料などで賄われます。

市ではこれまで、経費の節減や収入増などの経営努力を行ってきましたが、現在の使用料のままでは、平成28年までに30億円の資金不足となることが予測されるため、やむを得ず4月1日から下水道使用料の30%値上げをお願いすることになりました。

この結果、上水道と下水道を合わせた料金は、平均世帯(月18m³使用)で8.4%、月額約520円の負担増となる予定です。

なお、この値上げによって国から市に支払われる交付税は、平成28年度までに2億8,800万円増額となる見込みです。

これからも、市民サービスの向上と事業の効率化、経費の削減に努め、より一層の財政の健全化を図ってまいりますので、皆様のご協力をお願いします。



上水道施設(明神山配水池)



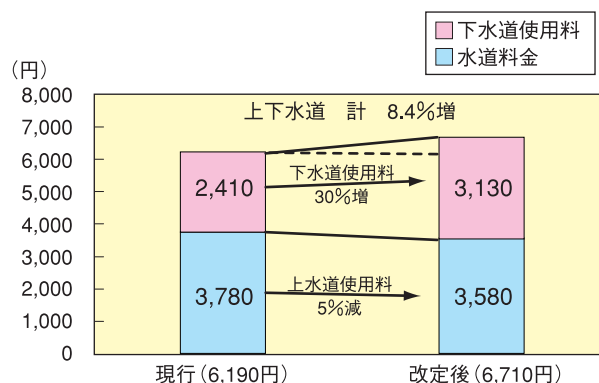
下水道処理施設(富田南処理場)

上水道5%値下げ、下水道30%値上げ

今回の料金改定は、上水道が5%値下げ、下水道が30%値上げとなっています。

現在、一般家庭における平均水道使用水量1か月当たり18m³で試算すると上下水道料金を合わせて月に520円の値上がりとなります。

家庭用1か月で18m³使用した場合

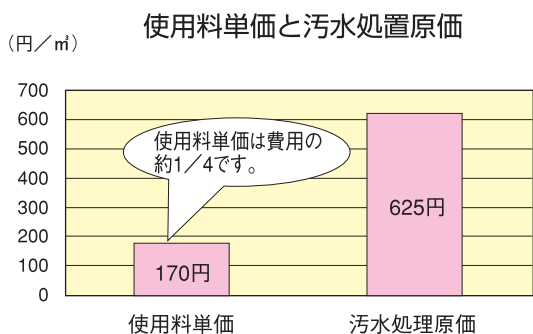


汚水処理コストは約625円/m³ 使用料は170円/m³

公共・農集・コンプラの3事業平均で1 m³の汚水をきれいにするのに、約625円（平成18年度）の費用がかかっています。

一方、現在市民の皆さんから頂いている使用料収入は170円/m³です。この差額については、一般会計から補助を受けていますが、全額をまかなえないため赤字となっています。

使用料単価・・・汚水1 m³当たりの使用料収入
汚水処理原価・・・汚水1 m³当たりの汚水処理費用



下水道事業会計への繰入は限界

下水道事業は建設費用など多額の資金が必要で、使用料収入だけでは経営が成り立たないため、国によって定められている「基準内繰入^{※1}」と一部「基準外繰入^{※2}」を一般会計から補助してもらっています。

平成18年度は16億6千万円を繰入しましたが、一般会計も財政再建推進中であり、これ以上の繰入は困難です。

※1 基準内繰入…国で定められた基準に基づく市の一般会計から下水道会計への補助金

※2 基準外繰入…基準に基づかない市の一般会計から下水道会計への補助金（赤字補てん的なもの）

収支均衡への努力

市内全域で下水道工事を行い、支出が膨らむ中で収支の均衡を図るため、下水道使用料は、平成10年に5.9%、平成14年に41.9%値上げしました。

さらに平成16年度の公共料金問題審議会^{※3}において40%（平成17年度20%、平成20年度20%）の

値上げも議論されましたが、下水道事業が完成する平成20年度まで据え置くようにという答申があり、値上げを見送りました。

今回の平成19年度公共料金問題審議会では、下水道会計が大変厳しい状況にあり、経営破綻を未然に回避するため、市民負担を最小限に抑えた30%の値上げも止むを得ないとの答申を受け、その後12月市議会において審議の上、承認・可決されました。

※3 公共料金問題審議会…公共的団体の代表者と公募による委員で構成し、公共料金の適正化について市長に答申する審議会。

水道料金は県下9番目、 下水道使用料は4番目

加西市には水源となる大きな河川がなく、また、市の面積に比べて水道を使う人も少ないという状況から、水道料金は割高となっていますが、今回の料金値下げにより県下では1か月に20m³使用した場合、51団体中9番目、全国では1326団体中229番目となります。

一方、下水道使用料ですが、今回の料金値上げにより県下では1か月20m³使用した場合、41団体中4番目、全国では1170団体中90番目ぐらいいなります。

向こう10年間の収支計画に 基づく新料金

今回の上下水道料金改定は、今後10年間の収支計画を立てる中で、現在の財政状況を維持するために行った最低限の料金改定です。

今後、上下水道会計の健全化に向け水道料金をもっと値下げできるよう、下水道使用料は値上げを抑えるよう努力します。

整備後3年以内の接続義務

下水道が使えるようになれば3年以内に下水道に接続することが法律で義務づけられています。しかし、中には接続したくても出来ない事情（経済的な理由、高齢者の1人暮らし等）を抱えておられる家庭もあり、すべてのお宅が3年間で下水道に接続していただけていないのが実情です。

すべての汚水が処理場に集められて処理されてこそ、本来の目的が達成されます。また、下水道事業会計の改善にとっても重要なことです。下水道に接続されていない方は、一日も早く下水道に接続していただくようお願いします。

上下水道の整備状況について

上水道

上水道事業は、文化的で衛生的な生活を確保するためです。

水源のない加西市において、兵庫県、市川町、姫路市から浄水を購入し、市域が広く民家や事業所が広範囲に点在する市内全域に上水を供給するため、460 kmの配水管整備、9箇所の配水池、6箇所のポンプ場を建設しました。

平成19年3月末、供給件数16,700件、普及率は97.9%になっています。

下水道

下水道事業の目的は、快適な暮らしと地域の環境保全、公衆衛生の向上です。広い市域をカバーし、少しでも早く下水道を利用していただくために、公共下水道事業と同時に農業集落排水事業とコミュニティ・プラント事業の整備を進めてきました。

公共下水道事業は、昭和53年に着手し、処理場(小野

市)と北条町を結ぶ下水道幹線の建設に続き、平成元年から幹線と家庭を結ぶ「支線」工事を開始し、平成3年に北条町の一部で使用出来るようになりました。

その後、北条町から下里川沿いに上流の地区から下流へと整備を進め、最終平成20年度には市内全域の工事が完成する予定です。

農業集落排水事業は、平成3年に南網引地区で供用を開始して以来、主に市の南部地区を中心に19処理場の建設と排水網を整備し、平成17年度に全ての地区で工事を完了しました。

また、コミュニティ・プラント事業は、平成7年に日吉西地区で供用を開始以来、主に市の北部地区で6処理場の建設と排水網を整備し、平成15年度に全ての地区で工事を完了しました。

この結果、平成19年3月末で排水管の延長は600 km、処理場数は25施設、事業費は600億円、整備率は95%、水洗化率は72.3%となっています。

上下水道事業会計の収支見通しについて

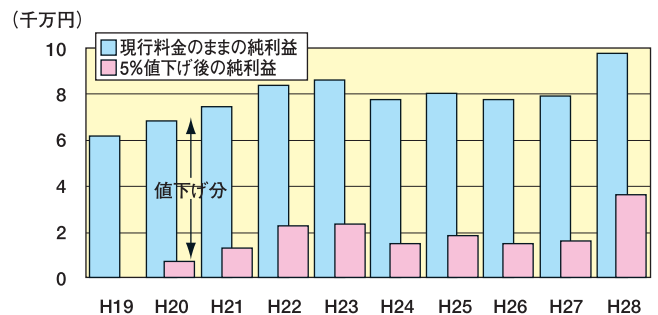
水道事業会計

水道事業の収支見通しは、工事費用の減少や維持管理の効率化などにより、今後も純利益を計上できる見込みです。健全な経営を維持できる範囲で料金値下げを検討した結果、今回5%の値下げを行います。

(図1参照)

なお、平成18年度決算では、収入は約14億800万円、純利益は1億7,300万円です。

図1 上水道事業の収支見通し



水辺の風景 (古法華自然公園)



水辺の風景 (丸山総合公園)





水辺の植物（ミズトラノオ）



水辺の風景（皿池親水公園）

下水道事業会計

下水道事業には、これまでに約600億円もの建設費がかかっています。この費用の内訳は、国庫補助金170億円、受益者負担金28億円、市費31億円、起債371億円です。

起債については返済が必要で、現在約304億円の未償還（借金）残高があり、今後元金と利息を合わせて返済していく必要があります（図2参照）。事業の完了に伴い下水道事業の未償還残高は年々減少しますが、一年間に支払う元利償還金（元金と利息）は20億円を超え、平成25年度までは年々増加していきます。

一方、現在の使用料収入は年間6億円余りです。こ

のため、市の一般会計から多額の補助（繰入）を受けていますが、一般会計の財政状況も非常に厳しく下水道事業会計の不足分を全額補助することができません。今後も一層の経営改善・効率運営に努めますが、現行の使用料のままでは平成28年度に約30億円の資金不足（図3参照）が生じ、下水道事業会計が破綻してしまいます。

そのため今回止むを得ず30%の料金改定をお願いすることになりましたが、この料金改定により資金不足額は、ほぼ現状の10億円で推移する予定です。なお、この資金不足については長期借入により資金繰りを行っています。

図2 下水道事業債未償還残高等の推移

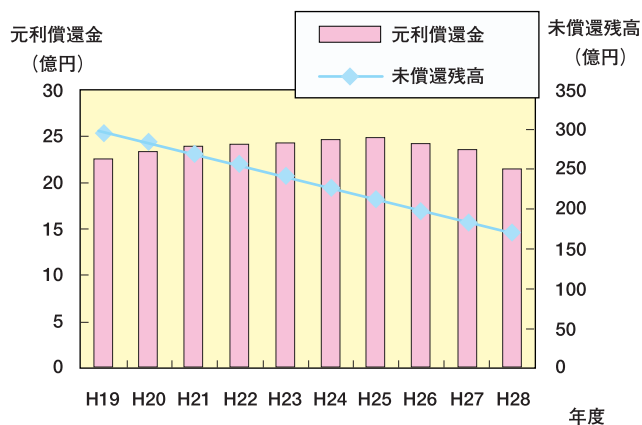
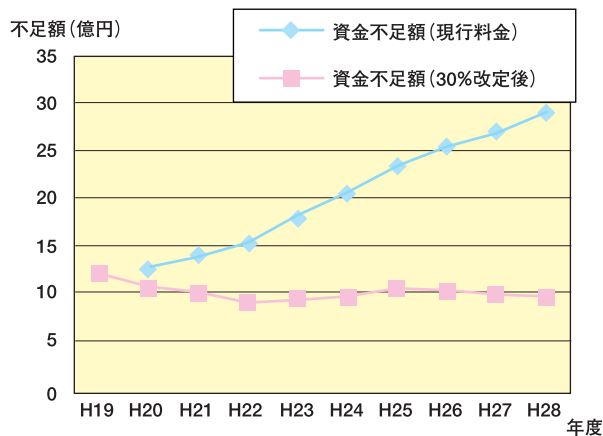


図3 下水道事業資金不足額推移



上水道料金表（2か月分）

（平成20年4月1日改定）

旧料金表

（円）

種別	基本料金	従量料金 1㎡あたり				
	0㎡から 20㎡まで	20㎡を超 40㎡まで	40㎡を超 60㎡まで	60㎡を超 100㎡まで	100㎡を 超える分	
家庭用	3,680	220	250	290	330	
業 務 用 （ 口 径）	13mm	4,900	220	250	290	330
	20・25mm	5,880				
	30mm	17,640				
	40mm	24,400				
	50mm	31,960				
	75mm	61,760				
	100mm	92,140				
125mm	107,840					
公会堂用	1,060	250（0㎡～）				
湯屋用	20,580				250	
臨時用	17,140	440				

新料金表

（円）

種別	基本料金	従量料金 1㎡あたり				
	0㎡から 20㎡まで	20㎡を超 40㎡まで	40㎡を超 60㎡まで	60㎡を超 100㎡まで	100㎡を 超える分	
家庭用	3,480	209	237	275	314	
業 務 用 （ 口 径）	13mm	4,660	209	237	275	314
	20・25mm	5,580				
	30mm	16,760				
	40mm	23,180				
	50mm	30,360				
	75mm	58,680				
	100mm	87,540				
125mm	102,440					
公会堂用	1,000	237（0㎡～）				
湯屋用	19,560				237	
臨時用	16,280	418				

※当表は消費税を含んでいませんので、算出した金額に100分の105を乗じて得た額が水道料金になります。

下水道使用料金表（2か月分）

旧料金表

（円）

種別	基本料金	従量料金 1㎡あたり					
	0㎡から 20㎡まで	20㎡を超 40㎡まで	40㎡を超 60㎡まで	60㎡を超 100㎡まで	100㎡超 200㎡まで	200㎡超 400㎡まで	400㎡を 超える分
一般用	2,200	150	160	190	220	280	330
浴場用	2,200	150					
臨時用	6,000	340					

新料金表

（円）

種別	基本料金	従量料金 1㎡あたり					
	0㎡から 20㎡まで	20㎡を超 40㎡まで	40㎡を超 60㎡まで	60㎡を超 100㎡まで	100㎡超 200㎡まで	200㎡超 400㎡まで	400㎡を 超える分
一般用	2,860	195	208	247	286	364	429
浴場用	2,860	195					
臨時用	7,800	442					

※当表は消費税を含んでいませんので、算出した金額に100分の105を乗じて得た額が下水道料金になります。

新料金表の計算方法

（例）下水道に接続している一般家庭で2ヶ月に58㎡水道水を使用した場合

①新水道料金

58㎡のうち20㎡までは基本料金になりますので、家庭用の基本料金欄参照	3,480円
21㎡～40㎡までは、「従量料金の20㎡超40㎡まで」欄の単価209円×20㎡	4,180円
41㎡～58㎡までは、「従量料金の40㎡超60㎡まで」欄の単価237円×18㎡	4,266円
消費税額	596円
水道料金合計（10円未満は端数切捨て）	12,520円

②新下水道使用料

58㎡のうち20㎡までは基本料金になりますので、家庭用の基本料金欄参照	2,860円
21㎡～40㎡までは、「従量料金の20㎡超40㎡まで」欄の単価195円×20㎡	3,900円
41㎡～58㎡までは、「従量料金の40㎡超60㎡まで」欄の単価208円×18㎡	3,744円
消費税額	525円
下水道使用料合計（10円未満は端数切捨て）	11,020円

水道・下水道料金早見表【2か月用】

(平成20年4月1日改定)

①家庭用

円(税込)

使用水量 (m ³)	水道	下水道	合計
0~20	3,650	3,000	6,650
21	3,870	3,200	7,070
22	4,090	3,410	7,500
23	4,310	3,610	7,920
24	4,530	3,820	8,350
25	4,750	4,020	8,770
26	4,970	4,230	9,200
27	5,190	4,430	9,620
28	5,400	4,640	10,040
29	5,620	4,840	10,460
30	5,840	5,050	10,890
31	6,060	5,250	11,310
32	6,280	5,460	11,740
33	6,500	5,660	12,160
34	6,720	5,860	12,580
35	6,940	6,070	13,010
36	7,160	6,270	13,430
37	7,380	6,480	13,860
38	7,600	6,680	14,280
39	7,820	6,890	14,710
40	8,040	7,090	15,130
41	8,290	7,310	15,600
42	8,540	7,530	16,070
43	8,780	7,750	16,530
44	9,030	7,970	17,000
45	9,280	8,190	17,470
46	9,530	8,400	17,930
47	9,780	8,620	18,400
48	10,030	8,840	18,870
49	10,280	9,060	19,340
50	10,530	9,280	19,810
51	10,780	9,500	20,280
52	11,020	9,710	20,730
53	11,270	9,930	21,200
54	11,520	10,150	21,670
55	11,770	10,370	22,140
56	12,020	10,590	22,610
57	12,270	10,810	23,080
58	12,520	11,020	23,540
59	12,770	11,240	24,010
60	13,020	11,460	24,480
65	14,460	12,760	27,220
70	15,900	14,050	29,950
75	17,350	15,350	32,700
80	18,790	16,650	35,440
85	20,230	17,940	38,170
90	21,680	19,240	40,920
95	23,120	20,540	43,660
100	24,570	21,840	46,410

②業務用 口径13mm

円(税込)

使用水量 (m ³)	水道	下水道	合計
0~20	4,890	3,000	7,890
21	5,110	3,200	8,310
22	5,330	3,410	8,740
23	5,550	3,610	9,160
24	5,770	3,820	9,590
25	5,990	4,020	10,010
26	6,200	4,230	10,430
27	6,420	4,430	10,850
28	6,640	4,640	11,280
29	6,860	4,840	11,700
30	7,080	5,050	12,130
31	7,300	5,250	12,550
32	7,520	5,460	12,980
33	7,740	5,660	13,400
34	7,960	5,860	13,820
35	8,180	6,070	14,250
36	8,400	6,270	14,670
37	8,620	6,480	15,100
38	8,840	6,680	15,520
39	9,060	6,890	15,950
40	9,280	7,090	16,370
41	9,530	7,310	16,840
42	9,770	7,530	17,300
43	10,020	7,750	17,770
44	10,270	7,970	18,240
45	10,520	8,190	18,710
46	10,770	8,400	19,170
47	11,020	8,620	19,640
48	11,270	8,840	20,110
49	11,520	9,060	20,580
50	11,770	9,280	21,050
55	13,010	10,370	23,380
60	14,250	11,460	25,710
65	15,700	12,760	28,460
70	17,140	14,050	31,190
75	18,590	15,350	33,940
80	20,030	16,650	36,680
85	21,470	17,940	39,410
90	22,920	19,240	42,160
95	24,360	20,540	44,900
100	25,800	21,840	47,640
110	29,100	24,840	53,940
120	32,400	27,840	60,240
130	35,700	30,840	66,540
140	38,990	33,850	72,840
150	42,290	36,850	79,140
160	45,590	39,850	85,440
170	48,880	42,860	91,740
180	52,180	45,860	98,040

☆早見表は市役所ホームページにも掲載しています。

美しい環境を守るために、早く下水道につながりましょう

公共下水道の区域では下水道法により、供用開始後3年以内に水洗便所に改造を行うことが義務付けられています。また、下水道普及促進員が水洗化されていないお宅を訪問していますので、水洗化についてのご協力、ご理解をお願いします。

下水道法抜粋

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない。

お知らせメニュー

★各種届出・手続きについて

平成18年4月より市役所2階に「上下水道お客さまセンター」を開設し、窓口業務を関電サービス㈱に委託しています。転出、転居、名義変更時は必ず届け出をお願いします。

★「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給」について

くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置または改造をされる方に対し、水洗化工事に必要な改造資金について、金融機関から融資を受けられる制度があります。融資額は150万円までとなっています。なお、水洗化工事を施工することができる業者は、加西市の指定工事店です。

★「上水道の休止制度」について **New!**

平成20年10月から上水道について休止制度を導入します。

長期不在により水道を使用しない場合、または転出や転居、廃業などの理由により水道を一時的に使用しなくなる場合に、廃止をしないで使用を休止することができる制度です。

★「コンビニで上下水道料金のお支払いが可能」になりました **New!**

1月から発行の納付書（裏面にコンビニエンスストア名印刷）より、コンビニ各店舗でも料金が支払えるようになりました。なお「バーコード表示の無い納付書」及び「12月末までの発行の納付書」では、コンビニ支払いは出来ませんのでご注意ください。

ご利用いただける主なコンビニエンスストア（全国で利用可能）

- ・セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、エーエム・ピーエム、ココストア、ポプラ、スリーエフ、セーブオンなど

お問い合わせは

- 料金に関すること……………上下水道お客さまセンター **42-8795**（直通電話）
- 下水道工事に関すること…下水道課 **42-8760**

発行/加西市 〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 TEL0790-42-1110(代)

ホームページ <http://www.city.kasai.hyogo.jp>